

## 令和6年度愛西市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 適用範囲

この方針は、本市の全ての機関（以下「部局等」という。）が発注する物品等の調達に適用する。

### 3 調達の対象となる施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
  - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する事業所
  - ア 特例子会社
  - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者及び第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

### 4 調達の目標

予算の適正な使用並びに契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、優先的に障害者就労施設等からの物品等を調達するように努め、対象となる物品等の調達額が前年度調達額を上回ることを目標とする。

## 5 調達推進方法

- (1) 保険福祉部社会福祉課は、障害者就労施設等が受注できる物品等について、適宜、情報収集を行い、部局等へ情報提供を行う。
- (2) 部局等は、この情報提供に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約の積極的な活用を図るものとする。

## 6 調達実績の公表

調達実績は、会計年度終了後、遅滞なく取りまとめ、市ウェブページ等で公表する。